

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年6月2日(月)
会議時間 9時58分開会 11時12分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明
委 員：只野敏彦、田村幸紀、川上 均、深沼達生
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員 副町長：西田史明、総務課長：藤田哲也、総務課長補佐：尾田和哉
- 6 議 件
 - (1) 令和7年第4回町議会定例会の運営について
 - ①予定議案(町・議会)の説明
 - ②審議方法等について確認
 - ③会期日程の確認
 - ④陳情、請願、意見書について
 - ⑤その他
 - (2) 「議員定数、報酬、政務調査費」意向調査に係るヒアリングについて
 - (3) 北海道町村議会議長会議員研修会について
 - (4) 模擬議会について
 - (5) 議会モニター会議について
 - (6) クールビズの取り組みについて
 - (7) その他
 - ・第3回臨時会(4月28日)における「休憩動議」に係る対応について
- 7 会議内容 別紙のとおり

【開会 9：57】

(1) 令和7年第4回町議会定例会の運営について

① 予定議案(町・議会)の説明

委員長(橋本晃明)：それでは、本日の議会運営委員会を開会する。本日は、まず1番目として、令和7年第4回町議会定例会の運営についてということで議題とする。まず予定議案等の説明を執行部より、受け、質疑を行いたいと思う。よろしく願います。

副町長(西田史明)：それでは私の方から6月定例会の予定議案等について説明をさせていただきます。議案書をご覧ください。専決処分の報告になる。報告第2号は専決処分の報告となる。内容としては、昨年12月16日の17時40分ごろ発生した社会福祉協議会に委託していた部活送迎バス運行中の物損事故に係る示談が5月21日付けで成立したものである。地方自治法第180条第1項に基づく専決処分となる。事故の内容については、部活送迎車が清水から御影に運転手のみで走っていたところ、御影中学校の交差点、国道を御影側に向かっていて、御影中学校の交差点に右折レーンがあるのだが、右折レーンに入ったところ、前を走っていた直進をしていた車が急に右折レーンに入ってきた。それで、相手側のドアミラーと、本町の車両の全部がぶつかってこすれたという事故になっている。双方に同乗者はおらず、運転者にもけががないという状況である。示談した責任割合は、町が40%、相手方が60%となっている。この事故に係る町車両の修理費がへこんだ部分の修理ということで11万6,952円。相手の修理費、ドアミラーの修理で3万6,619円、そのうち40%にあたる1万4,648円を支払うものである。相手方については、議案のとおりである。続いて、専決処分の承認を求める議案第39号に移らせていただく。令和7年度一般会計補正予算第3号の設定となる。歳入歳出総額にそれぞれ13万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ93億2,117万8,000円とするものである。内容としては、前述した事故の賠償金等の計上となる。6ページをご覧ください。歳入だが、21款4項3目雑入に自動車事故共済金として13万2,000円を計上している。内訳としては、相手側から町への賠償金7万171円、本町加入の保険から相手への賠償金1万4,648円、そして本町加入の保険から町の車両の修繕料、いわゆる車両保険4万6,781円、合計で13万1,600円だけど補正額としては13万2,000円となっている。続いて、7ページ目。こちらは歳出のほうになるが、10款5項1目、保健体育総務費の10節需用費に、町車両の修繕料として11万7,000円、21節補償、補填及び賠償金として1万5,000円の合計13万2,000円を計上するものである。以上である。続いて、議案第40号、清水町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資

格基準及び任命に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。これは、国の水道法施行令が一部改正されたことに連動して本町の条例の資格基準等の改正をするものとなる。以上である。続いて、議案第41号である。清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、下段のほうにあるが、これは過疎計画に搭載の道路改良舗装整備事業及び道路舗装改修事業について、道路改良工事等の距離の延長の変更となる。以上である。続いて、補正予算だが、42号から47号までである。一般会計から特別会計他5会計の補正となる。内容としては、一般会計、特別会計も同様であるが、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正が各費目に計上している。それでは、一般会計のほうをご説明を申し上げる。議案第42号、令和7年度清水町一般会計補正予算第4号の設定についてご説明を申し上げる。総額に1億2,364万1,000円を追加し、それぞれの総額を94億4,481万9,000円とするものである。7ページをご覧ください。歳入補正だが、15款2項2目、総務費国庫補助金については、令和6年度分所得税の確定に伴い、令和6年度に実施した調整給付事業の不足額を支給する事業実施に当たり、その財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することから、国庫補助金2,517万1,000円を追加するものである。詳細については、別添資料の事業番号02に記載の通りである。続いて、3目、民生費国庫補助金については、令和7年10月1日より就労選択支援が創設されることに伴うシステム改修に係る国庫補助金23万1,000円の追加である。続いて16款2項4目3節22番、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金については、豆類の新品種の導入及びソバの湿害対策技術導入にかかる道の補助金294万3,000円の追加となる。その下23番、世代交代・初期投資促進事業補助金については、継承者等が農業用機械等の修繕及び経営発展に向けた取り組みに係る補助金457万2,000円の追加である。3項1目、総務費道委託金については、国勢調査等の交付決定による道委託金79万5,000円の追加になる。8ページ、18款1項1目、特定寄付金については、子育て環境向上目的の指定寄付1件の寄付金を受けた300万円の追加となっている。19款1項1目財政調整基金繰入金については、今回の補正予算における調整額5,082万9,000円の追加となる。3目、公共施設建設等基金繰入金、6目、いきいきふるさとづくり基金繰入金、7目、老人福祉基金繰入金については、今回の補正予算における財源としての追加となる。次に、歳出補正であるが、人事異動、共済費負担金率の確定等に伴う人件費の補正を行っている。給与費明細書をご覧くださいと思う。31ページ、特別職で報酬8万円の追加、寒冷地手当6万6,000円の減額、共済費については、市町村共済費率及び退職手当普通負担金率の確定に伴う169万3,000円の追加となり、一般職、次のページについては、報酬で70万4,000円の追加、給料で54万5,000円の減額、職員手当で406万8,000円の減額、共済費で3,627万1,000円の追加、合計で3,236万2,000円の追加となる。人件費以外の補正、歳出補正については、恐れ入るが9ページにお戻りいただく。9ページ、2款1項1目8節、旅費については、職員の資質向上と行政の活性化を図るため、先進地視察研修として180万円の追加である。10ページ、6目7節、報償費については、総

合計画住民協議会委員の増により13万5,000円の追加である。11節、役務費については、まちづくりに関わる提案書のデザイン料として33万円の追加である。12節、委託料については、地域PRブランド戦略の立案に向けた十勝及び清水町の認知度等を全国Web調査するための550万円の追加となる。7目、住民活動推進費については、清水地区秋まつり実行委員会補助金30万2,000円の追加である。12ページ、5項1目、統計調査費、10節需用費については、国勢調査等の見込み額11万5,000円の追加である。13ページ、3款1項2目、社会福祉施設費については、北清水福祉館のストーブ及び下佐幌福祉館のガス給湯器故障により34万1,000円の追加である。3目、老人福祉費については、老人福祉事務では10節21番、敬老会食糧費について、敬老会事業に係る紅白饅頭の増量により39万9,000円の追加である。敬老会食糧費外の老人福祉費事務については、満88歳の方へ3万円、満100歳の方へ10万円を敬老祝い金として贈呈する事業1,649万3,000円の追加である。なお、令和7年度に限り、満89歳から満99歳までの方へ3万円、満100歳以上の方へ10万円を贈呈する。詳細は、別添資料の事業番号01番となっている。介護保険事務に参る。18節31番、介護人材育成確保事業補助金については、町内介護サービス事業者の人材育成確保を目的に研修等の経費を助成する事業30万円の追加である。27節10番、繰出金については、特別会計の補正予算に伴い、介護保険特別会計繰出金で71万9,000円の追加である。4目、障害福祉費、12節委託料については、歳入側でもご説明したが、令和7年10月1日より就労選択支援が創設されることに伴うシステム改修費46万4,000円の追加である。18節負担金、補助及び交付金については、町内障害福祉サービス事業所の人材育成確保を目的に、研修等の経費を助成する事業30万円の追加である。14ページ、7目、保健福祉センター費については、さわやかプラザに設置している券売機を新千円札に対応するための部品交換修繕17万6,000円の追加である。12目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金費については、令和6年度分所得税確定に伴い、令和6年度に実施した調整給付の不足額を支給する事業2,517万1,000円の追加となる。詳細は別添資料の事業番号02番になる。16ページ、2項2目、保育施設運営費、14節工事請負費については、子育て環境向上目的の指定寄附300万円を財源に実施するもので、3歳未満児保育の充実を図るため、砂場、人工芝を張りつけたとか東屋等の設置工事費として314万2,000円の追加である。18ページ、4款1項1目、保健衛生費27節10番国民健康保険特別会計繰出金39万8,000円の追加、27節12番後期高齢者医療保険特別会計繰出金14万5,000円の追加については、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の追加となる。5目公衆浴場管理費については、公衆浴場に設置している券売機を高額新紙幣に対応するための購入費用317万7,000円の追加。19ページ、2項2目、清掃センター費については、ペットボトルの圧縮減容機の部品交換修繕39万4,000円の追加。20ページ、6款1項3目農業振興費、18節54番畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金については、歳入側でもご説明したが、豆類の新品種導入及びソバの湿害対策技術導入に係る補助金294万3,000円の追加である。55番世代交代・初期投資促進事業補助金につ

いても歳入側でご説明したが、継承者等が農業用機械等の修繕及び経営発展に向けた取り組みに係る補助金474万1,000円の追加である。23ページ、8款3項1目、河川改良費については、澄川河道土砂上げ工事198万円の追加である。24ページ、4項2目公園管理費14節21番、公園柵設置・改修工事については、松葉公園及び御影公園に柵を新設し、清水公園のログトイレ前防護柵の改修に係る工事費として1,050万5,000円の追加である。25ページ中段、9款1項2目、消防団費については、出初め式の登梯の儀に使用する刺股が経年劣化により割れが生じているため更新費用27万8,000円の追加である。26ページ、10款1項2目、教育振興費、7節14番スキー授業報償費については、スキー授業費用無料化のための報償費114万2,000円の追加。18節33番清水高校振興会補助金については、高校の魅力向上と間口対策として、町外から公共交通機関で通う生徒保護者の負担軽減を図るため、通学費の一部を助成する補助金730万円の追加である。詳細については、別紙資料の事業番号03番になる。2項1目、小学校管理費7節13番スケートリンク設営管理報償については、清水小学校60万円、御影小学校70万円の合計130万円の追加。27ページ、12節28番、小学校非常用通報装置保守点検委託料及び3項1目中学校管理費12節26番中学校非常用通報装置保守点検委託料については、令和6年度予算から令和7年度へ繰り越した各小中学校の非常用通報装置設置工事が8月に完了予定であることから、その後の保守点検委託料を追加するものである。以上、一般会計補正予算第4号の説明とさせていただく。なお、今回の補正予算の中で政策的予算については、議案説明として主な事業の一覧を提出しているとともに、特に詳細な説明を必要とするもの、3事業については、事業シートを議案説明資料に加えているところである。続いて、工事請負契約の締結となる議案第48号から50号、この3本については、議決が必要な5,000万円以上の工事契約となる。議案第48号は、西都団地公営住宅建設工事（第1工区）、請負者は有限会社秋島建設で請負金額は5,533万円である。議案第49号、こちらは西都団地公営住宅建設工事（第2工区）、請負業者は有限会社永井建設で請負金額は5,709万円である。議案第50号、御影3丁目西道路歩道改修工事（第2工区）で、請負者は田村建設株式会社、請負金額は7,216万円となる。以上、議案の説明である。

委員長：議案第43号から47号については特に説明はないか。

副町長：今まで議運のほうには、一般会計のみの説明ということになっておりましたので、特別会計は省略をさせていただいた。

委員長：これまでのところ説明いただいた部分で皆さんの方から何か質疑あるか。

川上委員：16ページのスケートリンクの関係。来年、清水小学校はスケートリンクを作らないという話をちょっと聞いたがその状況は。今回委託料入っている。そこら辺に

ついてちょっと教えていただきたいなと思う。

副町長：今年については従前通りというようなことで話をしているということで、来年度以降については協議をしながらという話のようである。

委員長：町政執行方針と教育行政執行方針を6月議会で行うということによろしいか。

副町長：そのとおり。

委員長：特に説明あるか。

副町長：ない。

委員長：次に議会提出分について、議会事務局長から説明を受けたいと思う。

議会事務局長(大尾 智)：それでは、議会提出分についてご説明をする。委員会報告、総務産業委員会、厚生文教委員会それぞれ所管事務調査の報告をする。それから、陳情・請願・意見書等についてであるが、請願については今お配りの通り、農民連盟から1件、それから清水地区連合から4件の計5件の請願がある。それから意見書の提出要請ということで、例年あるが、北海道町村議会議長会からの要請による意見書の提出要請が1件ある。それから、所管事務調査の各委員会からの常任委員会からの申し出、それから議員の派遣を予定している。以上である。

②審議方法等について確認

委員長：それでは、これらについて審議方法について確認をして参りたいと思う。まずは、条例の一部改正、補正予算、一般議案については、今までと同様、本会議審議としてよろしいか確認をいたしたいと思う。よろしいか。

(「はい」との声あり)

③会期日程の確認

委員長：次に、会期日程を確認したいと思う。おおよそであるが、まず執行側から、条例の一部改正、補正予算及び一般議案等の議案について審議日程の要望があるか伺いたいと思う。

副町長：審議を急いでほしい案件ということであるが、報告第2号と議案第39号の専決処

分については、セットで賠償金関係ということで、急いでいただきたいという思いがある。あと、議案第42号から47号の一般会計補正予算以下6会計及び議案第48号から55号の契約案件についても、早めの事業執行をしたく、初日にご審議をいただければというふうに思う。以上である。

委員長：今執行側から要望があったが、このことについて要望通りの審議日程として良いか、皆さんお伺いしたいと思う。

川上委員：これは今までも何回も話していたが、補正予算については少なくともやはり最終日に審議するというのが基本だと思うので、それについてご理解をしていただきたいなと思う。

深沼委員：執行側が提案した通りで私はよろしい。急ぐ部分は、そのまま初日にやるという形でよろしいと思う。

委員長：執行側からは、できるだけ早くに決定をしてほしいというような要望があった。川上委員からは、補正予算については最終日が良いのではないかという意見があったが、他の皆さんはいかがか。

只野委員：私は以前も執行側が急ぐということで補正予算を初日というふうに答えてきたと思うので、今回もう執行側のほうで急ぐというのであれば、初日に議案審議していいかと思う。

田村委員：執行側が提案した通りで私はよろしい。急ぐ部分は、そのまま初日にやるという形でよろしいと思う。

委員長：要望があれば全部その通りということでないが、今回の内容等から、早期に結論を出したほうが良いというような声かというふうに思うので、初日の審査ということにしたいと思うが、よろしいか。

川上委員：これまでも何回も全員協議会でも話が出たと思うが、これはやはり補正予算に関しては、やはり他の議員の一般質問を保障するという点で、やはり最後にすべきだと思う。そうしないと、一般質問はこの項目についてできないことになってしまうので、それはやはり議運としてきちんと判断しなければならないと思う、私はそれだけを申し添える。

委員長：田村議員からも一般質問と通常の議案の審査は性格が異なっており別問題だというふうに出ているが、川上委員も、前回からもずっと一般質問の絡みもあるかない

かということは別であるが、補正予算については最終日というような意見をいただいている。今回のことについては、議運として、執行側の要望に納得してその日程で進めたら良いのではないかという声が多かったというふうに考えているで、そのようにしたいと思う。よろしいか。川上委員から出された意見というのも記録には残っているで、その上で、そのように進めたいと思う。

（「はい」との声あり）

委員長：続いて、それらを勘案して、町提出及び議会からの議案について、現状でおおよその日程について、事務局長からその案を説明させていただきたいと思う。

議会事務局長：それでは、おおよその日程についてご説明する。会期初日は6月12日木曜日、午前10時開会である。まず、議運委員長から委員長報告を行う。そのあと、町政執行方針を町長から、教育行政執行方針を教育長から述べていただく。そのあと、報告第2号専決処分の報告、議案第39号専決処分の承認を求めること。そのあと、一般会計以下6会計の補正予算、第42号から47号まで。その後に、議案48号から50号の工事請負契約の締結を審議する。そのあと、議会関係議案等ということで、先ほど申し上げた請願5件について、それぞれの所管委員会への付託をお願いする。それから、各常任委員会からの所管事務調査の報告を行う。6月13日金曜日から16日月曜日までの4日間を休会とし、6月17日に再開する。ここでは、先ほどの請願審査があった5件をそれぞれ所管委員会から審査報告をしていただく。そのあと一般質問を行う。それから翌6月18日水曜日は引き続き一般質問となるが、通告の数によってこの辺は流動的な面がある。それから6月19日木曜日の1日は休会とし、6月20日金曜日、条例の一部改正、議案第40号の水道関係の条例、その他の議案として議案第41号の過疎計の変更を審議する。議会関係の議案として、先ほど申し上げた請願が採択されれば意見書の提出、それから各委員会から所管事務等調査の申し出、それから議員の派遣ということで7月に議長会の研修会、それから国際文化アカデミーへの研修の部分、それから西部十勝正副議長会議等々、議員の派遣についての申し出を行う。以上である。

委員長：今、事務局長が説明した日程案の通りでよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：最終的には一般質問の通告を受けて、その人数の項目によって決めていきたいと思う。また、追加議案等が出てきた場合もこともあるかと思うので、次回の6月5日で最終決定をしたいと思う。それでは、会期は6月10日から20日までの9

日間ということによろしいか。

（「はい」との声あり）

④陳情、請願、意見書について

委員長：それから、請願については、会議規則第91条で所管の委員会に付託するということになっているので、国内農業、地方財政、最低賃金については総務産業常任委員会へ、それから、道教委これからの高校づくり、義務教育費については厚生文教常任委員会へ、本会議において審査を付託するという流れでいきたいと思う。よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：道議長会からの意見書提出用要請については、この定例会において提出に向けて、所管の常任委員会、総務産業常任委員会であるが、協議していただくということによろしいか。

（「はい」との声あり）

⑤その他

委員長：最後に予算審査特別委員会における資料の申出についてだが、これまで特別委員会での効率的な審査を行うため、基本的な内容の確認は各課に行くなど事前に準備して質疑に臨むこととし、非公式であるが、質疑に必要な資料については予め申し出ていただきまとめて提出を受けている。本年度においても同様とすることによろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：次に、副町長からお話があり、提案がありますので休憩する。

【休憩 10：36】

【再開 10：37】

委員長：再開する。それでは副町長から説明をお願いします。

副町長：今お配りした資料についてご説明させていただく前に1点だけ。行政報告につい

てである。6月はずっと農作物の生育状況の報告というのをさせていただいたが、作付して間もないというような状況もあり、あと気象変化や風水害等が特にないというようなこともあり、今後は生育状況等に大きな変化等があった場合において、随時ご報告をさせていただきたいというふうに思っている。近隣の芽室町、鹿追町、新得町にも確認をしたところ農作物の生育状況の行政報告は実施していないということもあった。もちろん、今後においても農作物等の生育状況に異常があった場合については随時ご報告をさせていただきたいと思うので、議会運営委員会の皆様にご説明をさせていただく。

委員長：皆さんに確認したいと思う。その方向でよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：次、説明をお願いします。

副町長：続いて、条例の議会に対する提案の方法について改めたいということで、ご報告ご説明をさせていただく。尾田課長補佐のほうから説明する。

総務課長補佐（尾田和哉）：条例改正方式の変更をさせていただきたいということで、資料のほうを用意させていただいた。これまで清水町では条例改正のときに、改め文方式というものを採用してきたが、今お配りした資料の上のほうにあるが、現行の方式としては改め文方式、1枚めくっていただいたところにあるように一部を改正する条例ということで、改め文を載せさせていただいて、こう改めるとか、ここを削るとか、加えるとかそういうような方式をずっととってきた。その他に、資料として新旧対照表を別冊でつけさせていただいたところである。このような方式であるが、町民にとってはちょっと理解をしづらい、どこを直すのかが文だけではわかりづらいということもあり、近年は国のほうでは平成28年から、こういう改正において新旧対照表を直接議案書に載せるという形をとっており、今ではですね全省で導入済みという形になっている。そういうことも踏まえ、清水町でも新旧対照表方式というものに改めてはどうかと現在検討しているところである。資料の3枚めくっていただいたところにあるが、新旧対照表の変更後のほう、議案書のイメージ図になる。1枚目は条例の制定についてということで今まで通り鏡があるところである。1枚まためくっていただくと、これまで資料としてつけさせていただいていた新旧対照表を直接議案書のほうに掲載をさせていただく。これによって、どこを直すのか一目瞭然になるということがあるので、今後このような新旧対照表の方式をさせていただけないかと現在考えている。今後は別冊になった新旧対照表がなくなるということと、それからこちらのほうに新旧対照表だけで提案をさせていただいて、今までの改め文は取りやめるというような形に、なる。今後のスケジュール案につ

いて現在考えているのは、これからもちろん議員の皆様にも審議いただく形になるかと思うが、庁内の職員にもこの旨周知をさせていただき、早ければ9月の議会から実施をできないかと考えているところである。十勝管内では、更別村がこの新旧対照表方式というものをすでに採用しているということもある。まだちょっと先かもしれないが、今度議案書がデジタル化され、タブレットで見るというようなことになれば、議案書等資料をこう行ったり来たりする必要もなくなるということから、こちらのほうがデジタル化の効果というか、そういう恩恵もあるのではないかと考えているので、ぜひこの方式に改めさせていただきたいと考えているところである。以上である。

委員長：今条例改正のときの審議の方法とか議案書について執行部から説明があったが、これについて皆さんからご意見はあるか。

川上委員：今までの条例改正の部分では、どうしても今まで作り方としてはそういう作りだったが、説明としてはやはりわかりにくいというのは確かにあったと思う。そういう部分で、今まで説明資料としてつけていただいた比較表を今後正式にこういった形で提案文として作成させてもらうということは、お互い見やすいし、作る側もそれだけ。提案するときは多分同じような形になると思うが、我々が審議する部分ではこちらのほうがわかりやすいと思うので、このような形で進めていただいと私は思っている。

委員長：他にご意見はあるか。

（「なし」との声あり）

委員長：では、これまでも審議の際には新旧対照表を中心に説明を受けて質疑していたかと思うので、それを資料ではなくて、本文ということで審議していくということによろしいですか。

（「はい」との声あり）

委員長：これは議運で結論出して、全員協議会で報告という形で、よろしいか確認したいと思う。

事務局長：6月17日に、意見書等の協議で全員協議会を予定しているので、もしそこでご説明いただけるのであれば他の全議員にご説明いただければと思う。

委員長：9月の定例会からという執行側の考えを伺ったので、それに沿った形の中で、全

員協議会で確認していきたいと思う。特に他に何かあるか。

（「なし」との声あり）

委員長：なければ執行側にはここで退出していただきたいと思う。暫時休憩する。

【休憩 10：45（説明員退席）】

【再開 10：45】

（２）「議員定数、報酬、政務調査費」意向調査に係るヒアリングについて

委員長：再開する。それでは、令和7年度第4回町議会定例会の運営については終了させていただき、次に（２）「議員定数、報酬、政務調査費に」意向調査に係るヒアリングについてを議題とする。前回全員協議会でもお話しさせていただいたが、調査票については6月5日締め切り、その後、委員長、副委員長によるヒアリングをするということにしたが、これは1人20分程度で6月定例会における本会議終了後に、4名もしくは5名ずつ行っていくということにした。それで、議員番号順に行っていくということで、それぞれの方のご都合は伺っていないが、議運のメンバーについては後半に持っていくという中で、6月12日の常任委員会の終了後に、山本議員、田村議員、川上議員、中河議員。それから6月11日の全員協議会の終了後に、鈴木議員、桜井議員、佐藤議員、西山議員、6月18日の本会議終了後に、中島議員、深沼議員、山下議員、只野議員、私橋本議員ということで今予定を組んでいる。これは、全員協議会の中で報告させていただき、特に都合が悪いという方がもしあれば対応するというので、このような進め方でよろしいか。

休憩する。

【休憩 10：48】

【再開 10：50】

委員長：再開する。ただいま説明した内容でよろしいか。

（「なし」との声あり）

（3）北海道町村議会議長会議員研修会について

委員長：次に（2）で、北海道町村議会議長会の議員研修会について、日程は7月8日、会場は札幌コンベンションホールで、対応は町民バス。時間等について事務局長に説明していただ

く。

事務局長:いつも通り13時から16時半の予定であるで、8時45分出発、11時半頃に着いて、昼食をとって午後1時から4時半ぐらいまで研修会で、そのあと帰町ということで、19時過ぎぐらいの到着になろうかと思う。

委員長:今説明があったように、町民バスでということであるが、まずこの研修会は参加することによろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長:では、その旨全員協議会でまた報告し、準備を進めて参りたいと思う。

(4) 模擬議会について

委員長:模擬議会についてであるが、前回の議運で今年度の開催の決定、高校側との協議について報告をしたところである。日程等については今後またさらに協議して参るが、全員協議会で別紙開催要領について報告をしたいと思う。開催要領は、今回特別ということではなくて開催要領というものを今年度用に年度を入れ替えたりとかしているものであり、趣旨とかいろいろなものを書いているもの。よろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長:それではこれに沿って進めて参りたいと思う。

(5) 議会モニター会議について

委員長:(5)議会モニター会議についてである。令和7年度の第1回議会モニター会議の開催についてであるが、開催時期については7月23日水曜日19時から第2委員会室ということで考えている。内容については、6月定例会までの議会活動報告に対する意見その他である。事前に各モニターには、もうすでに日程等については確認しているということによろしいか。事務局長。

事務局長:全員ではないが、お仕事をされている方とかシフトで働かれている方でなかなか来られない方もいるので、そういう方には事前にお聞きした。仕事されている方も夜であれば大丈夫ということであった。7月20日は参議院選挙があるので、その後の7月23日ぐらいでいかがかと。議員の皆さんがよろしければ、この後全協にもご報告したいと思う。以上である。

委員長：開催日時は7月23日の19時からということで、先ほど言ったが、それで今回はモニターが新しくなってから初めての会議ということになるので、できれば全員の出席を希望し期待してるところである。モニター会議についてはよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：では、準備を進めて参りたいと思う。

（6）クールビズの取り組みについて

委員長：（6）クールビズの取り組みについてであるが、これは今年新たにということではないが、平成30年の議運で6月から9月まではクールビズの実施を決めて、令和元年以降継続して実施するということで皆さんにご案内の通りである。令和5年10月以降については、町職員の年間を通した働きやすい服装というのに準じる形ということで対応しているので確認をして参りたいと思う。よろしいか。

（「はい」との声あり）

（7）その他

- ・第3回臨時会（4月28日）における「休憩動議」に係る対応について

委員長：では、（7）その他であるが、4月28日開催の第3回臨時会における「休憩動議」に係る対応についてということで、前回の全員協議会において鈴木委員から出された疑義について、事務局から道議長会事務局に問い合わせを行って、その対応について問題点がないか確認しているので、事務局長のほうから説明をお願いする。

事務局長：それでは、前回の議運のほうでも川上委員から協議という話があったので、私のほうで、今委員長がお話したように、道議長会事務局のほうにもお問い合わせをして回答を終えているので、説明をする。まず確認であるが、議事の内容というのは、只野議員が休憩動議を出されたときに、修正動議を提出したいのという文言を発言された。そこで鈴木議員のほうから、それは中継というか、ユーチューブにも載ったものであるので、再開されるときにどうなったのかという報告がないという部分であるとか、あるいは、その休憩の間に何か密室的な協議が行われたのではないかとということで議会中継を見ている人からもそのような疑問があったが、議会運営上問題はないのかというのが、5月23日の全員協議会においての鈴木議員の発言であった。結果、私もいろいろ調べたり先ほど言った道町村議会議長会の事務局の方にもお聞きしたが、結論としては問題ないというふうに考える。理由としては、休憩動議を出すにあたって、理由を示す必要はない。たまたま只野議員が理由的なことを発言されたので、ということだと思いが、休憩動議を出すにあたって、休

憩を求めるということだけであるので、なぜ休憩を取るのかという理由を述べる必要はない。理由を述べる必要がないということであるので、再開にあたっても、議長が何でこういう形で休憩をとったという報告する必要がないというか、できない。中身がわからないのでということで5月26日に道町村議会議長会事務局の永井氏に電話により確認をした。今後についてというか、今後の対応ですが、休憩動議はこれからも出される場合もあるかもしれませんが、その際には理由を述べるとなると今回のような混乱や疑義を招く可能性があるので、そういう発言はしないで、休憩を求めるということだけ言っていただくように、今後あるかどうかわかりませんが、他の議員にも注意喚起をすることが必要なのかもしれないという部分。それから、もしまた後、今回のような、そういう部分があったとするならば、再開のときに、議長のほうから動議等の提出はありませんというような補足説明をするというのも、わかりやすい議会というためには、必要なことなのかなというふうにも考えられるかと思う。基本的には、動議を出される際には、必要最低限というか、必要な部分だけ発言していただければよろしいのかなというふうに整理をした。以上である。

委員長：議長会に問い合わせた結果としては問題はないということであるが、わかりやすい議会ということこれから進めていくという部分では、そのことを念頭に置きながら、いろいろ動議等を出す場合もある程度必要になってくるのかなというふうには感じているが。これが問題かどうかということで出されたことについては、結論としては、特に問題はないということで全員協議会に報告したいと思う。

川上委員：鈴木委員が言ったのは法的には問題ないということは言っている。ではなくて、休憩動議であるので、理由があって動議を出すのは当たり前であって、結局何もないのだったら休憩だけでいいのだから。休憩してくださいだけでいいのだったら動議とはならないと思う。結局、何があったか我々も知らないうちに、時間を取って再開したら何も説明がない中で、すんなりと再開した。これは何だろうと、私もやはり疑問に思った。やはり町民もそうだと思ったのである。であれば、やはりきちんとそれを説明すべきだし、当然理由があって動機を出すのだから、それはしかるべき対応をきちんとしないと。これ、やはり町民にとって不信感を募らせるだけの問題だと思う。そういう部分を言っているのであって、この進め方の問題をきちんと整理しないと。これは、やはり議長の進め方も問題あったと思うし、これは議運としてもそこら辺のことをきちんと整理しないと。理由がなくなっただけいいということには多分ならないと思う。これやはり、町民に対して説明責任をきちんと果たすっていう、議員としての使命を考えたときには、やはりこれはきちんと整理して、出すときはきちんと理由をつけて出す、そして、きちんとそれに対して、どういう結論があったかをきちんと議場で示す、これをしないとやはり開かれた議会としては問題があるなと私は思う。

委員長：議会は規則やルールによって進めるしかないのです、それらの趣旨というものが今後反映されていくということは、議会の活性化の議論の中で必要かも知れませんが、今回のことについて問題視ということになっても、特に問題はなかったというふうに結論を出すしかないかなというふうに思っている。他の意見はないか。

深沼委員：実際、問題ないということであるが、一般町民が、モニターとかYouTubeとかこう見ていて、やはり多分言われるように、なんだという不信任は持つ部分はひょっとしたらあるのだろうなあと。だから、実際、どうするかということは、これから継続して議会活性化の部分でやっていくので、その部分もちょっとみんなでどうしたらいいのか、そのまま説明しないで終わっていいものなのか継続してちょっとお話しするのもいいのかなと思うが、いかがか。

委員長：これで問題があるというふうにはならないので。休憩動議であって。休憩を取ることについてなので、議長が採決しなくても休憩すると言えば、それもあかなのかなというようなケースかなとはが。よりわかりやすい議会運営というものを考えていく上で、このルールと議会のルールというものをしっかりさせていかなければならないでしょうし、曖昧な部分というのも今清水の議会のルールとかいろいろあるかとは思いますが、これらについてもあわせて、議会の活性化の中で今後、議題としていくということはあるかとは思いますが、特に今回のことでそれが云々ということにはならないのかなと。次の事柄を考えていく上での、着眼点というか課題というふうにはなるかなと思うが。今指摘を受けたことについて、これ以上のものはなかなか回答としては出てこないと思う。

川上委員：これは、やはり活性化の中で議論すべき問題ではないと思う。これはルールだからはっきり言って活性化の問題ではないから。休憩は休憩だし、動議は動議だし、きちんと整理しないと。これはもう駄目だと思う。

委員長：ルールに従って、今結論を出して調べてもらったし、私らもそうだなと思っている。それを、ルール違反だということにはならないと思うので、そこはしっかり押さえていただきたいと思います。

川上委員：法的には確かに問題ないと鈴木委員も調べてやっぱり言っていたのだから。そうではなくて、やはり開かれた議会として、説明責任を議会としてどう町民に示すかという部分だと思う。それがやはり曖昧ではっきりしないから、こういう不信任を持たれるような結果になったということを重く受けとめないと我々はないと思う。だから、やはりきちんとここは整理すべきであって、休憩は休憩だし、動議は動議できちんと理由を示して、発言すべきルールをきちんとここで

はっきりさせるべきだと私は思う。

委員長：ルールっていうか規則については、先ほども繰り返しのなるが、根拠があって結論というか、ここで報告させていただいて皆さんにお示ししている部分、それ以上のものはないと思う。さらに、これを清水町議会が町民にわかりやすいものにしていくために工夫するという部分では、今後議論していいのかなというふうに思っている。それでは、この問題については平行線になってしまうかもしれないが、そのようなことでまとめさせていただきたいと思う。よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：他に、本日議題とすべきことはあるか。

川上委員：ちょっといろいろ今考えていて、先程の模擬議会の関係であるが、この開催要領はこれは改めるということでよいか。

委員長：休憩する。

【休憩 11：10】

【再開 11：11】

委員長：再開する。

川上委員：今年はこれでやるということだからそれでいいと思うが、活性化の中では私も前々から言っているが、例えば中学生だとか、一般の人を議会に出てもらうだとか、いろいろ方法をやはり考えていかないとならないので、それについて今後についても、活性化の中できちんと議論を進めるように、委員長の采配をお願いしたいと思う。

委員長：はい。高校生においても2年生がよいのではないかという意見についても学校とちょっと話題にさせていただいて、来年度以降どうなるかわかりませんが、検討できればというふうに進めている。小学校、中学校についても、なかなか、プログラムの問題もあったりはするが、これらについてもお話をしたいというふうに思っている。他にあるか。

（「はい」との声あり）

委員長：それでは本日の議会運営委員会はこれで閉じたいと思う。次回は、6月5日に一般質問の締め切りを受けての開催ということになるのでよろしくお願いします。それでは、本日の会議は閉じたいと思う。疲れ様でした。ありがとうございます。

【閉会 11：12】